

**愛媛県紙産業技術センター研究交流棟受付等業務委託の
令和8年度分勤務シフト試算基準**

- 1 委託業務日とは、研究交流棟の展示コーナー及び交流サロンの開館日のことをいう。

- 2 展示コーナー及び交流サロンの休館日
 - 月曜日(月曜日が休日に当たるときは直後の平日)、休日の翌日(この日が土・日・休日に当たるときは直後の平日)及び年末年始(12月27日～12月31日、1月1日～1月5日)
 - 空調設備点検・冷暖房切替作業のため、5月と11月に各4日間(月曜日を含む5日間)を臨時休館日とする。

- 3 受付業務職員配置基準
 - 委託業務日に1名配置する。
 - 臨時増員分は、1年間で15人役程度とする。
 - 紙産業技術センターが主催する体験教室の準備、運営補助等の用務のため、必要な人役を配置する。

- 4 管理業務職員配置基準
 - 委託業務日の土日祝日に1名配置する。
 - ただし、土日祝日であっても、紙産業技術センター職員がセンター行事等のため出勤する日(紙産業中核人材育成講座の開講日、体験学習実施日等)は配置しない。